

# 協働 菊陽町町民参画・協働推進条例を制定しました

町民と行政が協働でつくるまちづくり  
 総合政策課 行財政改革推進係 ☎(232)2112

第5期菊陽町総合計画の基本理念は「一人ひとりが知恵を出し、心が触れ合い、活力ある、協働のまちづくりを目指します」であり、4つのまちづくりの目標の一つに「みんなで協働して支えるまち」を、8つの施策の大綱(施策分野)の一つに「町民と行政が協働でつくるまちづくり」を掲げています。この「町民と行政が協働でつくるまちづくり」を推進するための「菊陽町町民参画・協働推進条例案」が町議会12月定例会で可決され、成立しました。



この条例は、菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会からの提言や町民の皆さんからいただいた意見などを踏まえて策定したもので、「情報共有」、「町民参画」、「協働」に関する基本的な事項を定め、町民の皆さんと町が信頼関係を築き、住みよいまちをつくることを目的としています。なお、この条例と施行規則は、平成25年4月1日から施行します。

条例は「情報共有」、「町民参画」、「協働」の3つの柱から成り立っています

## 情報共有

「町民参画」と「協働」を進めていくためには、町から町民の皆さんへ情報を分かりやすくお知らせし、多くの町民の皆さんが町政やまちづくりに興味を持ち、参画していただくことが重要となります。条例の中で、情報共有について次のように定めています。

### 第3条第1項

町民参画及び協働は、町民と町それぞれが有する情報を共有し、ともに学び合い、相互理解を深めながら行うものとする。

### 第4条第2項

町は、町民が自ら町政について考え、町民参画をしやすいよう、町の施策等に関する情報をわかりやすく公開し、説明するよう努めるものとする。

### 第6条第1項

町は、まちづくりに関する情報を収集及び整理し、町民の意向を積極的に把握するよう努めるものとする。

第6条第2項  
 町は、町の保有する情報を積極的に公開し、提供するよう努めるものとする。

### 第6条第3項

町民は、地域に関心を持ち、まちづくりに関する情報を発信するよう努めるものとする。

## 町民参画

この条例では、「町民参画」を「町の施策の立案、意思決定、評価などの過程において、広く町民の意見を反映させることを目的として、町民が町政に主体的に参加し、関わることをいう」と定義しています。町民の皆さんの知識、経験を生かして町政に参加していただき、さまざまな施策が充実したものとなるように進めていくことが重要です。

### 第4条第1項

町は、町民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

### 第4条第2項

町は、町民が自ら町政について考え、町民参画をしやすいよう、町の施策等に関する情報をわかりやすく公開し、説明するよう努めるものとする。

れます。

## 町民参画の対象

町が次のような施策などを実施しようとする場合は、町民参画手続を行います。

### ① 町の基本構想、基本計画や基本的な事項を定める計画などの策定

(例)男女共同参画推進計画、高齢者保健福祉計画、都市計画マスタープランなど

### ② 町の基本方針を定める条例や規則、町民の皆さんに義務を課し、または権利を制限する条例、規則などの制定・改廃

(例)行政手続条例、情報公開条例、文化財保護条例、保育所における保育に関する条例など

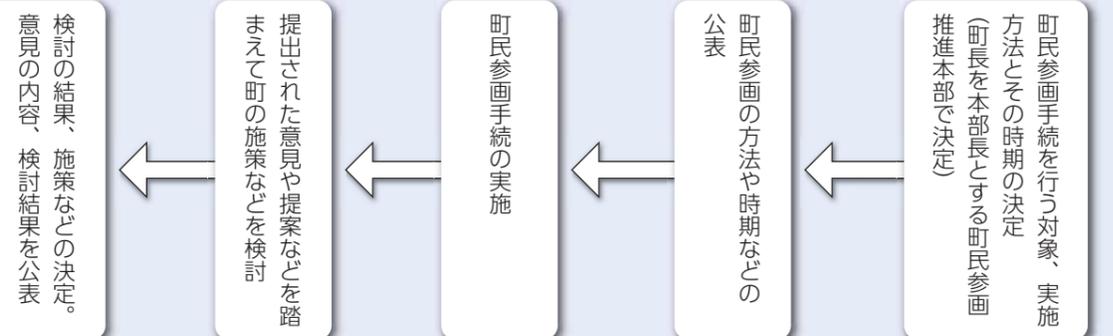
### ③ 町民の皆さんから広く意見を求めることを必要とする施策の実施

(例)大型公共施設の建設、行政評価など

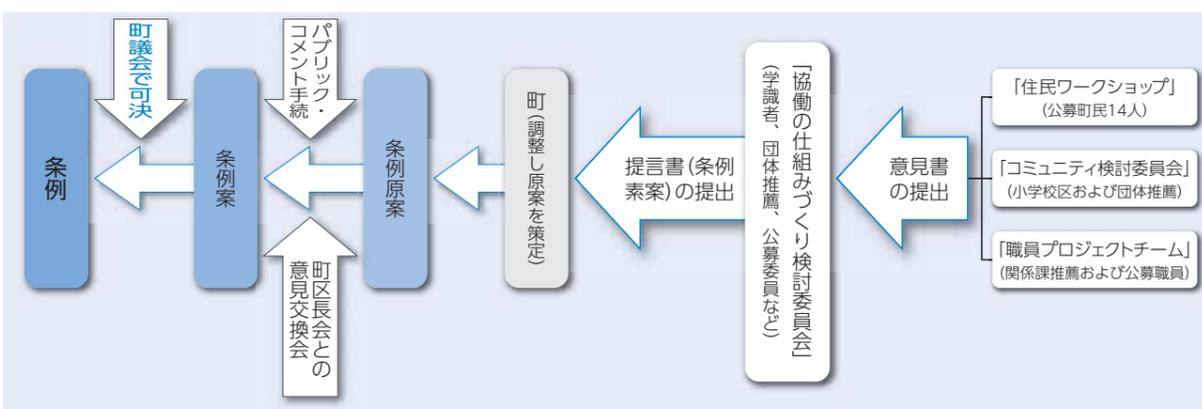


▲町民参加によるワークショップ

## 町民参画手続きの主な流れ



## 条例制定までの主な経過



協働の原則

この条例で、「協働とは、共通の目的を達成するために、町民と町が、それぞれの役割と責任に基づき、連携協力すること」と定義しています。また、協働の原則を次のように定めています。

第13条

町民と町は、公共的な課題解決を図るため、それぞれの役割分担の下、相互協力による日常的な協働を進めるものとする。

学習の場

参画と協働を推進するためには、まちのことを知る事が重要です。そこで、町民同士や町と学びを通じた議論を行うための町民ワークショップを設置することができるとを定めています。また、出前講座の実施を学習の場として位置付けています。

第14条第1項

町は、町民のまちづくりへの参画及び協働を推進するため、町や地域の課題、問題点等の抽出や解決方法について、町民と町又は町民同士が学びを通

じて自由な議論をする町民ワークショップを設置することができる。

第14条第2項

町は、町民のまちづくりへの参画及び協働を推進するための学習の機会を確保するため、出前講座を実施することができる。

地域コミュニティの役割

「地域コミュニティ」とは、「区または自治会をはじめとした、地縁を主なつながりとする町民同士が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会をつくることを目的として構成した集団のことをいふ」と定義しています。

これからの地域づくりでは、地域のことはまず地域で考え解決していく、という住民自治のまちづくりが重要になってきます。このようなことから地域コミュニティは、町民相互のつながりを強くして、安全・安心な地域づくりに努めるよう定めています。

コミュニティ活動の推進

この条例では、「コミュニティ活動」を「町民が自発的に行う地域のための活動をいう」としています。安全・安心で住みよい地域社会を築いていくために、町民一人一人がまちづくりの主役であるという認識

を持ち、コミュニティ活動に自主的に参加し、協力することが重要です。また、町民が地域コミュニティを動かす原動力であることを認識し、その活動を継続的かつ安定して行えるように、地域コミュニティを大切に守り育てていくことも必要です。

第16条第1項

町民は、コミュニティ活動への理解を深め、その活動に自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

第16条第2項

町民は、自ら地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする。

コミュニティ活動などへの支援

町は、コミュニティ活動を促進するために必要な支援をすることとしています。町の支援は、地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するものであり、地域コミュニティの自主性、自立性が損なわれないように、「自主性及び自立性を尊重しなければならない」としています。

※「菊陽町町民参画・協働推進条例」と「菊陽町町民参画・協働推進条例施行規則」は、町ホームページに掲載しています。

菊陽町町民参画・協働推進条例 Q&A

町民参画や協働はどうして必要なのですか？



まず、一つに「町民ニーズの多様化、高度化」があります。人口の増加や町民の求める行政ニーズの多様化、高度化により、町はそのニーズ全てに応えていくことは困難です。町は必要な情報を町民へ提供し、町民の持つ知恵や経験をまちづくりに生かしていく仕組みが必要になっています。次に、「地方分権の進展」があります。それぞれの地域の特性にあった行政運営を進めて行く必要がありますが、それには地域を一番よく知っている町民の意見を聞いて、行政運営を進めていくことが重要となってきます。また、「事業の選択」ということもあります。限られた財源では、事業に優先度を付け、選択していかなければなりません。この事業の選択をするときには、町からの確かな情報を提供し、できるだけ多くの町民が納得して選択できるような仕組みが必要となっています。さらに、「参画意欲の拡大」ということがあります。これまでは、町民が町政に参画するのは投票による間接的な参画がほとんどでしたが、町民が持つさまざまなノウハウや知識を活用して町に参画していきたいという参画意欲の高まりもあります。このような参画意欲の高まりを生かす仕組みも必要となっています。

この条例で何がどう変わるのですか？



これまでも協働のまちづくりを進めてきましたが、条例などで特に明文化したものはありませんでした。条例の制定により、まず町は積極的に情報を町民へ提供することになります。そして提供した情報について町民からの多くの意見を広く聞くこととなります。次に、町民が町政に参画する機会が増えることとなります。特に、これまであまり実施していなかったパブリック・コメント手続や新たな手法として政策提案手続の規定などにより参画の幅が広がります。さらに、協働については、町民のコミュニティ活動への参加協力や町のコミュニティ活動などへの支援を規定しており、コミュニティ活動の活性化が図られることとなります。

「パブリック・コメント手続」とは、具体的にはどのような手続ですか？



町ホームページや「広報きくよう」などで町が施策案(計画や条例など)を公表し、その案について町民から意見を募集します(募集期間30日以上)。そして提出された意見についての町の考え方を整理し、意見を取り入れて施策案を修正したり、施策を進める上で参考としたりします。提出された意見や意見に対する町の考え方などは町ホームページなどで公表します。

学習の場として「町民ワークショップ」とありますが、どういうものですか？



共同作業をとおして、町民同士の自由な議論を目的とする集まりをいいます。町民が受け身ではなく主体的に検討作業を行い、町民同士の自由な議論をもとに多様な意見が出されることから、町民意識の向上を図ることが期待されます。ワークショップの方法はいろいろありますが、グループを作り、そのグループ内で作業をしたり、自由な意見を出し合ったりし、グループでまとまった意見を会全体へ出し、意見の交換を行う方法などがよく行われます。

協働の領域のイメージ

